

(仮称)NEXT-吉祥寺 2021(素案)

武蔵野市 令和3(2021)年6月

素案に対するご意見は、以下の方法でご提出ください。
ご提出いただいたご意見の内容は、個人情報を除き原則公開させていただきます。

◆募集期間

令和3年6月1日(火)～6月22日(火)まで【必着】

◆提出方法

○郵送、ファクシミリ、Eメールまたは直接持参のいずれか

○氏名、住所、電話番号を記入の上、ご提出をお願いいたします。

◆提出先(問い合わせ)

武蔵野市都市整備部吉祥寺まちづくり事務所

住 所: 〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町1-10-7商工会館2階

電 話: 0422-21-1118 F A X: 0422-21-1119

Eメール: OFC-KICHIJOJI@city.musashino.lg.jp

データでの閲覧はQRコードから



目次

1. 「(仮称)NEXT-吉祥寺 2021」の位置づけ	1
2. 上位計画の概要	2
3. これまでの取組みの成果	4
4. 社会の情勢	6
5. 吉祥寺をとりまくまちづくりの展望と「(仮称)NEXT-吉祥寺 2021」の推進	8
6. 将来ビジョン	10
7. まちづくりの戦略	11
8. まちづくりの推進方策	30

参考資料・改定の経緯

改定の経緯	32
関連個別計画等一覧	34
用語解説	39

本文中に *がある用語は、巻末の用語解説に解説があります。

1. 「(仮称)NEXT-吉祥寺 2021」の位置づけ

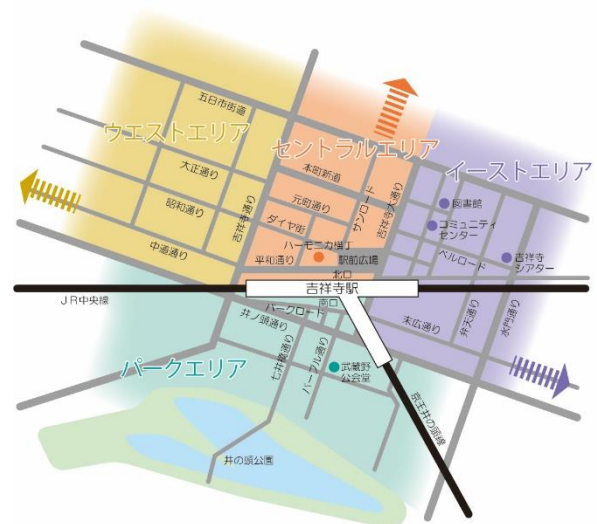
1-1 改定の目的

「NEXT-吉祥寺」の策定からおよそ10年が経過し、吉祥寺におけるまちの変化や新型コロナウイルス感染症拡大を含む社会情勢の変化、関連計画の策定や改正等、本市を取り巻く環境は変化しています。また、まちづくりについても複合的な課題が見られ、行政・地域住民・事業者等、吉祥寺のまちづくりに関わる様々な主体との連携がより一層求められています。

このため、「吉祥寺グランドデザイン 2020」で共有した吉祥寺の中長期のまちづくり方針を踏まえ、市と民間の役割分担を明確にするとともに、市が今後10年で進める施策とそれらが実現した際の吉祥寺のまちの姿を共有するため、改定を行います。

1-2 対象エリア、エリア区分

「吉祥寺グランドデザイン 2020」に定める吉祥寺駅を中心とした半径500メートルの範囲内を対象(以下、「吉祥寺駅周辺地区」という)とします。なお、エリア区分についても4つのエリア*で考えることとします。



1-3 「(仮称)NEXT-吉祥寺 2021」の位置づけ

「(仮称)NEXT-吉祥寺 2021」は、「吉祥寺グランドデザイン 2020」を踏まえたまちづくりを推進していくため、「武蔵野市第六期長期計画」及び「(仮称)武蔵野市都市計画マスタープラン 2021」との整合性を図りつつ、吉祥寺の将来像を踏まえた今後10年のまちづくりの方策をまとめたものです。

また、10年間でのまちづくりの推進にあたっては、5年ごとに2期に分け、実行計画(前期)・展望計画(後期)として示します。



2. 上位計画の概要

2-1 武蔵野市第六期長期計画

「武蔵野市第六期長期計画」は、市の全ての個別計画の最上位に位置し、市の10年後に目指すべき姿を次のように定め、その実現に向けた5つの基本目標と重点施策等を示し、分野を超えた総合的な視点でまちづくりを進めることとしています。

10年後の目指すべき姿

誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち

5つの基本目標

1 多様性を認め 合う 支え合い のまちづくり	2 未来ある子ども たちが希望を持 ち健やかに暮ら せるまちづくり	3 コミュニティを 育む 市民自治の まちづくり	4 このまちにつな がる誰もが住み・ 学び・働き・楽し み続けられる まちづくり	5 限りある資源を 生かした持続可 能なまちづくり
----------------------------------	---	-----------------------------------	---	------------------------------------

8つの重点施策

武蔵野市ならではの地域共生社会の推進	子どもと子育て家庭を切れ目なく 支援する体制の確立
いつでも安全・安心を実感できる まちづくりの推進	豊かな文化の発展と活力をもたらす 産業の振興
三駅周辺の新たな魅力と価値の創造	武蔵野が誇る緑を基軸とした 環境都市の構築
時代の変化に応じた市民自治の さらなる発展	未来につなぐ公共施設等の再構築

2-2 武蔵野市都市計画マスタープラン 2021(原案)

「武蔵野市都市計画マスタープラン 2021 (原案)」では、おおむね 20 年後の市の姿を見通しながら、市民・事業者等と市が共有するまちづくりのビジョンとして目指すべき都市の姿や方向性を示すとともに、その実現に向けた都市計画の基本方針を示します。

吉祥寺地域の将来像

- ・ 個性的な店舗や飲食店、商店街、大規模店舗などの商業施設を中心に、業務、医療、文化・交流施設など様々な機能が集積し、都内でも有数の賑わいが創出された回遊性が高い枢要な地域の拠点が形成されています。
- ・ 周辺では、都立井の頭恩賜公園の他住宅地の緑豊かな環境とゆとりある街並みを維持し、様々な世代が安心して住み続けられる高質な住環境が形成されています。

吉祥寺地域のまちづくり方針



1 土地利用

高経年化が進む武蔵野公会堂は、周辺の交通課題の解決に向けた検討内容を踏まえ対応を検討

2 住環境・コミュニティ

ニティ・防犯
良好な住環境を維持、多様な住宅地が調和する街並みを形成

3 道路・交通

歩行者中心のまちを形成し、滞留空間を確保するとともに官民連携によるオープンスペースの利活用を検討

4 緑・水・環境

開発事業の機会に、高質なオープンスペースの創出や、接道部の緑化などを促進

5 景観

商業・業務地は魅力的な空間を形成するため、景観に配慮した街並みを形成

6 防災

ハローニカ横丁など高経年化した建物の更新手法を研究し、耐震・耐火性の高い建物へ誘導

7 にぎわい・活力

駅周辺の商業・業務地の回遊性、界隈性を伸ばし、吉祥寺グランドデザインで描く活気のある空間を形成

3. これまでの取組みの成果

旧計画の実施期間（10年間）における取組みの成果について示します。

吉祥寺方式共同集配送センターの整備

駅周辺の放置自転車や、まちなかの路上荷さばき車両の課題に対応するため、武蔵野市土地開発公社*で所有していた有里寿駐車場に、地元商業者や運送事業者、国や東京都、警察等の多様な主体と連携して、平成22(2010)年7月に荷さばき拠点を含めた公共自転車駐車場（吉祥寺方式共同集配送センター*）を整備しました。

共同集配送センターの整備により、路上荷さばきによるまちなかの回遊性*阻害を解消し、歩行者が安心して回遊できる空間が生まれました。

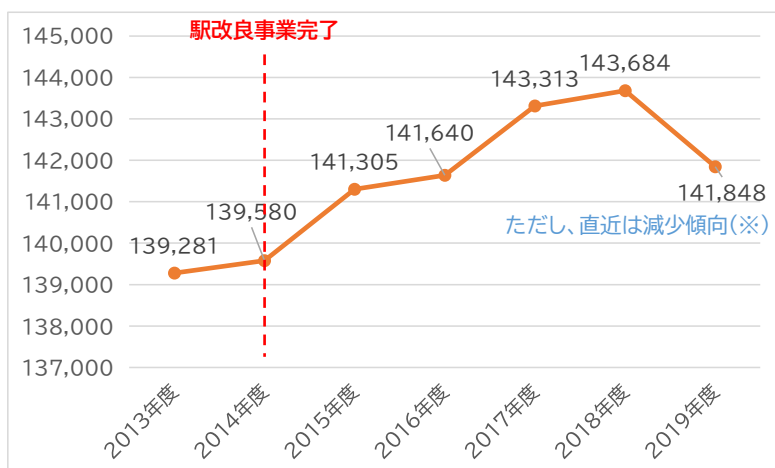


共同集配送センターと
公共自転車駐車場（2、3F）

JR 吉祥寺駅の改良

平成26(2014)年度にJR吉祥寺駅の改良事業により、まちのシンボルとなる駅舎全面の改修に合わせ、歩行者空間（ひさしの設置）を整備しました。これにより、駅とまちとの連続性を高めました。

また駅舎改良事業により、エレベーターや誰でもトイレの設置等のバリアフリー化が進められ、京王井の頭線との乗り換え利便性の向上のため、改札口が集約化されました。



JR 吉祥寺駅の乗車人員の推移（出典：JR 東日本 HP）



駅前歩行空間

※4. 社会の情勢(5)にて後述

京王吉祥寺駅ビル建替え

平成 22(2010)年 11 月から進められていた、京王吉祥寺駅ビルの建替え工事が平成 26(2014)年 4 月に竣工し、駅ビル型の商業施設「キラリナ京王吉祥寺」が開業しました。

またこの駅ビル建替えに合わせて、南側に歩行者空間を設置し、駅とまちとの一体性を高めるとともに、通行者の安全性にも配慮した整備を行いました。

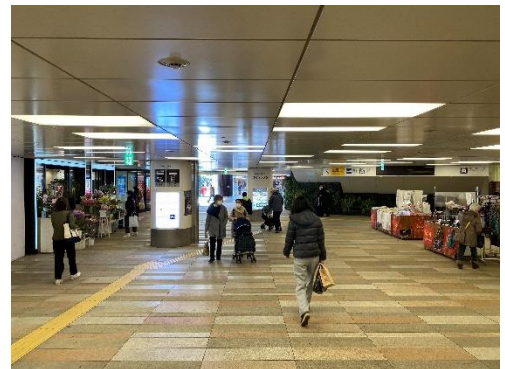


建替え後の京王吉祥寺駅ビル

南北自由通路の整備

駅の改良や駅ビルの建替え等に伴い駅とまちとの回遊性を更に高めるため、平成 26(2014)年度に駅の南北自由通路「はなこみち」をリニューアル整備しました。

従来の南北通路は幅員が狭く、経路が複雑でしたが、直線化・16mへの拡幅により、分かりやすい歩行者動線となり、駅南北の行き来が円滑化され南北一体のまちづくりへ前進しました。



リニューアル整備後の南北自由通路

(一社)武蔵野市観光機構の設立 / 吉祥寺まち案内所の開設

武蔵野市の都市観光施策の推進(まちを楽しむ)のため、観光情報の発信と各団体間の調整・統括を行う団体として、平成 25(2013)年 7 月に(一社)武蔵野市観光機構*が発足しました。

また、吉祥寺駅ビル内に「吉祥寺まち案内所」が開設され、来街者への更なるまちの魅力発信を推進しています。



(一社)武蔵野市観光機構の事務所

(一社)武蔵野市観光機構の主な取組み

委員会

- ・シティプロモーションプロジェクト
- ・観光商品プロジェクト
- ・マッププロジェクト
- ・インバウンドプロジェクト

事務局

- ・武蔵野市フィルムコミッション事業
- ・武蔵野市観光ボランティアガイドの会
- ・吉祥寺まち案内所運営

4. 社会の情勢

(1) 頻発する災害と地球環境問題の深刻化、感染症拡大の脅威

東日本大震災等の大規模な地震や、近年の気候変動に伴う台風の大型化や局地的大雨による風水害等から、防災まちづくりへの関心が高まっています。

2019年12月に発生した新型コロナウイルス感染症の流行により、飲食店を中心とした休業要請や外出・移動の制限が求められ、感染症拡大防止と経済対策が課題となっています。

吉祥寺駅周辺地区は戦後早くに市街地が形成されたことから、高経年建物も多く、建物の耐震化や不燃化の促進による安全・安心なまちづくりの推進が求められています。

また新型コロナウイルス感染症拡大防止のための暮らし方と感染症拡大の影響に対する経済対策の拡充が求められています。

Point

多発する大規模災害に備えた市街地の安全性の向上 感染症を想定した暮らし方の実践

(2) 少子高齢社会の到来

本市では、第六期長期計画において今後30年間は人口が減らないと予測していますが、全国的には、日本の総人口は平成20(2008)年をピークに減少に転じており、東京都においても、令和7(2025)年から減少に転じることが予想されます。また、2040年代には、約3人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれています。平均寿命は長くなり、人生100年時代*が到来しつつあります。

本市においても少子高齢社会を見据え、労働生産性の向上や高齢者の健康的な暮らしの確保のため、生涯にわたって活躍できる場を創出していく必要があります。

Point

誰もが活躍できる場づくり

まちなかのバリアフリー整備の推進

(3) 高度情報技術の進展

ICT*の普及・進化によるテレワーク*やシェアリングエコノミー*の取組みの促進等、新たな経済活動の動きに合わせて、人々の暮らし方が変化してきています。

まちづくりの分野では、人口やインフラ等他分野にわたる都市の課題解決に対してICT等の新技術を活用しつつ、マネジメントが行われ、まちの状況変化をリアルタイムで把握することで、より高度で持続可能な都市の実現を目指しています。

特に交通分野においては、次世代モビリティシステムとして、自動運転による交通手段等の技術開発が進められており、吉祥寺駅周辺地区における交通課題の解決にあたっては、安全性を第一に、これらの動向を注視しつつ快適な移動環境の充実を図る必要があります。

Point

ICT等の新技術を活用したまちづくりや市民サービスの最適化
新たな技術とサービスに対応した交通体系の構築

(4)持続可能な開発目標(SDGs)及び訪日外国人の動向

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標 (SDGs*) が採択されたことを受け、国が策定した SDGs アクションプラン 2021(令和 2(2020)年 12 月)では、重点事項として、①感染症対策と次なる危機への備え、②よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略、③SDGs を原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出、④一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速、に取り組むこととしています。

また訪日外国人数※及び旅行消費額※は国際競争力の高い魅力ある都市空間の創出につながる取組み等により、平成 31(2019)年には過去最高を更新※しましたが、令和 2(2020)年は新型コロナウイルス感染症拡大による影響で減少に転じています。

吉祥寺駅周辺地区においても、個性あるまちや文化を目的に来街する外国人も多く、感染症拡大が収まる将来を見据え、誰にでも分かりやすい拠点と拠点を結ぶ道のりのデザイン・整備や何度も訪れたいまちにするため、市内にある文化資源を用いたコンテンツ活用等が求められています。

※出典 (訪日外国人数)：訪日外客統計／日本政府観光局

※出典 (旅行消費額)：旅行・観光消費動向調査／国土交通省観光庁

Point

外国人を含む誰もが歩きやすい交通環境の整備 コンテンツ活用によるまちの魅力発信

(5)人の移動行動・暮らし方の変化とコロナ禍による影響

東京都市圏の人の移動について調査した、第 6 回東京都市圏パーソントリップ調査 (平成 30(2018)年) の結果によると、総移動回数や外出率等、様々な移動行動に縮小傾向が見られています。これらの傾向は、全ての年齢階層・性別で見られ、通信環境やデジタル技術の発達・普及によって買い物や働き方等が変化したり、娯楽の手段が多様化したりする等、暮らし方の変化が移動行動に影響していると考えられます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人々の生活のあり方に関する価値観も変化・多様化しており、特に人と人とのコミュニケーション (交流) やまちなかでの賑わい創出については、今後感染症対策に対応できる柔軟な都市づくりが求められます。

吉祥寺駅周辺地区においても、ゆとりあるオープンスペースやウォークブル*な空間へのニーズの高まり、EC 市場*の拡大、テレワークの進展による働く場と居住の場の融合等、急速な変化に対応できるまちづくりが求められるとともに、個性あるまちの魅力創出に向けたまちづくりの促進に向け、より一層、吉祥寺のまちづくりに関わる様々な主体と連携したまちづくり (エリアマネジメント*) が求められています。

Point

自宅周辺や地域で過ごせる生活環境の実現

災害や感染症の拡大等の都市環境の変化に対応できるまちづくりの推進

多様なまちづくりを実現するためのプラットフォーム*となる主体の形成・居場所づくり

身近な緑とオープンスペースの充実とネットワークの形成

人中心の道路空間の再整備

5. 吉祥寺をとりまくまちづくりの展望と「(仮称) NEXT-吉祥寺 2021」の推進

5-1 吉祥寺をとりまくまちづくりの展望

(1)ステークホルダー*間の連携の必要性

これまでの吉祥寺では、「安全で歩いて楽しいまち」というコンセプトのもと、「回遊性の充実」と「安全・安心の向上」を目指したまちづくりを展開※してきました。その結果、駅周辺の利便性や回遊性が高まりました。

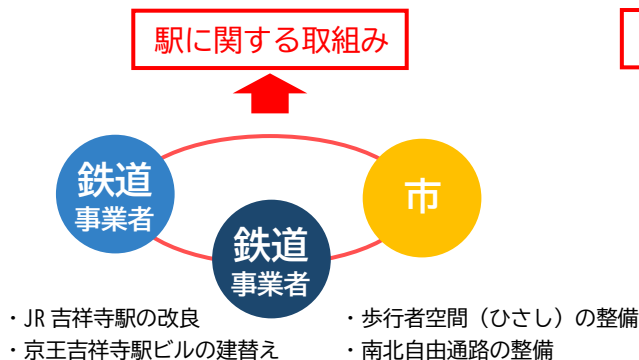
今後のまちづくりでは、「駅とまちなかとの連続性の強化」や各エリア内で進められている「既存事業・取組みのより一層の推進」が求められます。

一方、これまで進めてきた事業の中には、社会情勢の変化に合わせた対策や付加価値創出が求められ、行政、地権者、建物オーナー、事業者、NPO、大型店、地元商店会、地域住民、学生、来街者（以下、「ステークホルダー」という。）といった吉祥寺のまちづくりに関わる様々な主体との連携が必要となっています。

※旧計画で定められたまちづくりのコンセプト

これまでの各ステークホルダーと連携したまちづくりの実績

旧計画で実現した駅に関する取組み



旧計画で実現した共同集配送センターの取組み



(2)ステークホルダーの主体性を重んじたまちづくりの実現

「吉祥寺グランドデザイン 2020」では吉祥寺のまちづくりのテーマとして、「界隈性」が掲げられ、その実現に向けたまちづくりの姿（コンセプト）が吉祥寺と関係性を持つ人々に共有されました。その実現に向けた仕組みづくり“3つのステップ”が提案され、各ステークホルダーが当事者意識をもってまちづくりに参画することが求められています。

具体的なアイデアの実現として、「交通」や「居場所づくり」に関する社会実験が例示されていますが、ステークホルダーによるこれらの取組みを通じて、吉祥寺のまちとしての魅力向上や過ごしやすいまちなか空間の創出が求められます。



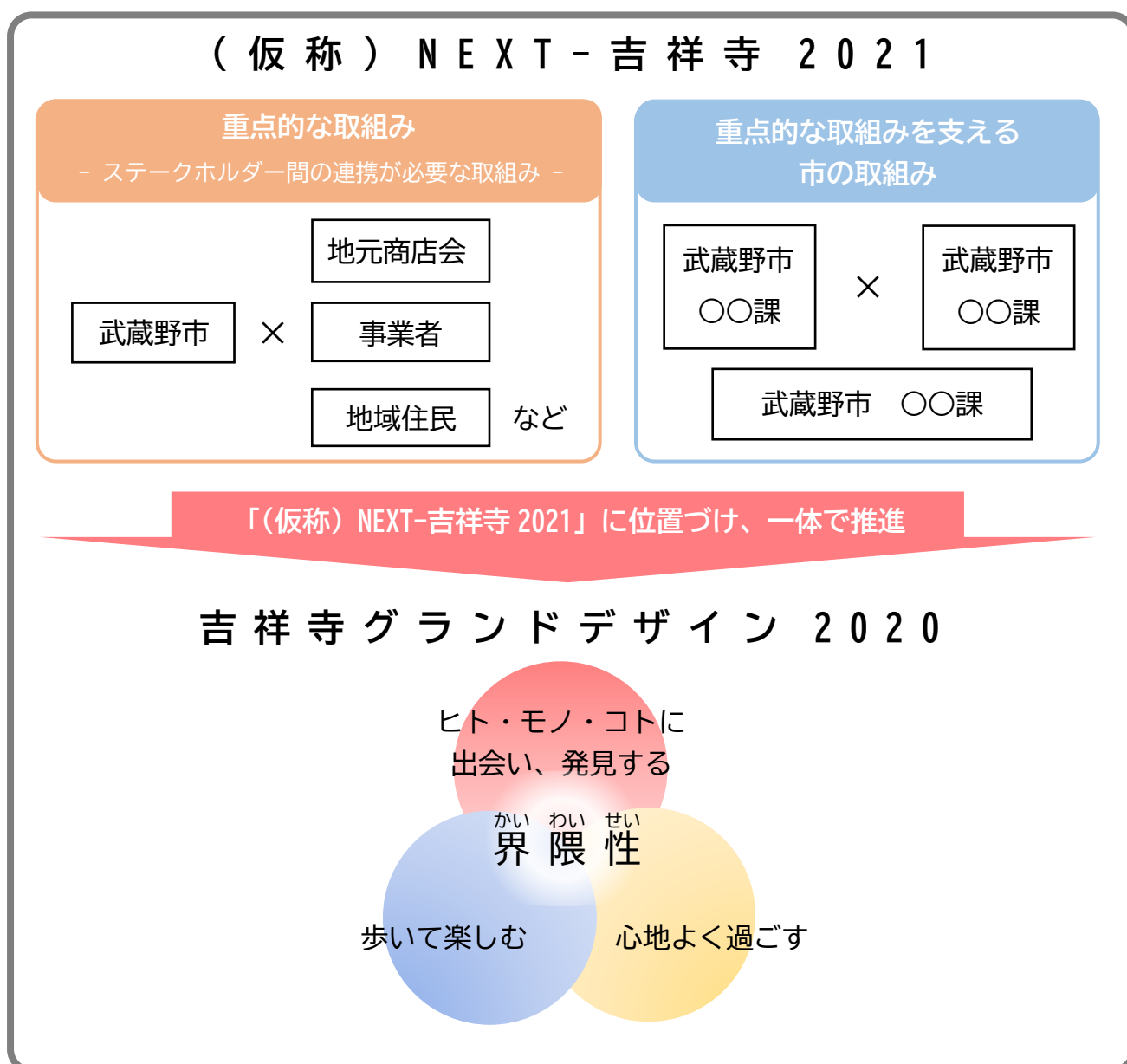
吉祥寺グランドデザインの推進の仕組み

5-2 「(仮称) NEXT-吉祥寺 2021」の推進

今後の吉祥寺のまちづくりにあたっては、“ステークホルダー間の連携を図りつつもそれぞれが主体的にまちづくりへ参加する”ということに重点を置き、進めていきます。

また「(仮称) NEXT-吉祥寺 2021」のまちづくりは旧計画の成果と課題を踏まえ、今後10年で進める各種施策について、優先順位を明確にし、着実に推進していきます。

特に、ステークホルダー間の連携が必要と考えられる取組みを後述の7に記載のとおり「重点的な取組み」とし、各関係者と連携を図りながら、重点的な取組みを支える市の取組みと一体的に本計画に位置づけ、吉祥寺のまちづくり施策を推進します。



※界限性とは、新しいものと古いものとのが互いに良い関係で共存し、生活感があふれる雰囲気を感じさせる個性的な街並みで、地域が多種多様な人々によって賑わい、活気あるコミュニティを形成している状態のことです。

6. 将来ビジョン

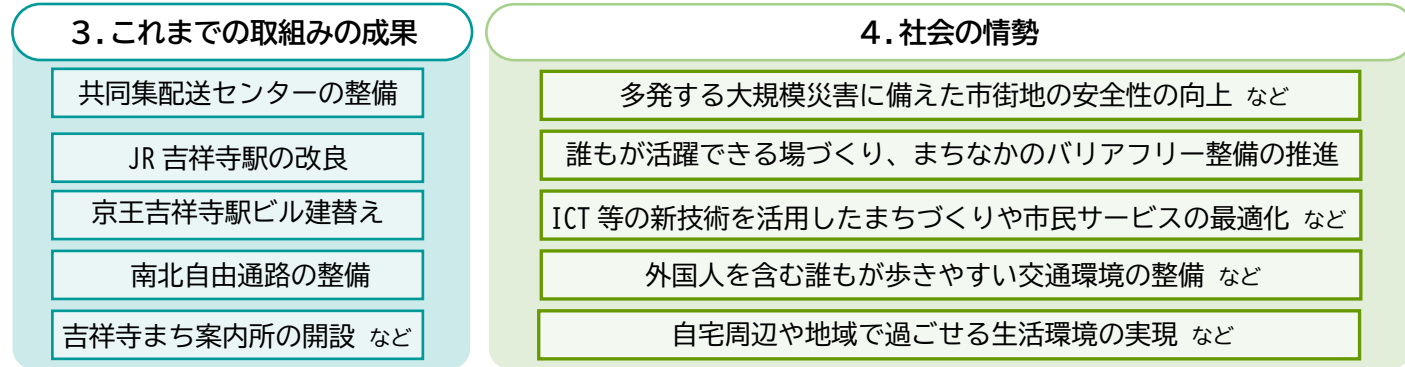
※作成中(着色予定)



7. まちづくりの戦略

7-1 課題認識とまちづくりの取組み

5章までを踏まえ、吉祥寺駅周辺地区における今後のまちづくりにあたっての課題認識（視点）を4つ提起します。それらを解決するために5つの基本的な方針を定め、方針に基づき施策の中でも、優先度の高い「重点的な取組み」を推進します。



○○：課題認識の具体的な着目点

“交通結節機能*”と連携した駅周辺の交通体系の見直しと南口駅前広場の整備推進

これまでの取組みの成果である駅の改修事業や駅ビル建替え等で強化された“交通結節機能”と連携し、駅周辺の交通体系の見直しも含め、暫定供用や未整備となっている駅前広場整備を早期に進めていく必要があります。

- 南口駅前広場
- パークエリアの将来像
- 井の頭公園までのアクセス性

“境界性（吉祥寺の特性）”や“オープンスペース・緑”の価値向上・取組み強化

吉祥寺のまちづくりのテーマである“境界性”をステークホルダー間の連携で強めていくとともに、新型コロナウイルス感染症拡大やICT技術の普及等を踏まえ、価値が高まっているオープンスペースや緑に関する取組みを推進していく必要があります。

- イーストエリアの賑わい
- ウエストエリアの交通環境
- セントラルエリアの回遊性
- 快適な居場所づくり
- 附置義務駐車場の運用方針
- 公園や街路樹の緑の連続性

市街地の“安全性”向上（耐震化や不燃化の推進）

地震や風水害等の今後発生する恐れの高い大規模災害に備え、“強さとしなやかさ”を持った市街地を目指すとともに、高齢者や子育て世帯、外国人等の誰もが安心して歩きやすく、過ごしやすいまちなかとなるよう、施策を推進していく必要があります。

- 高経年建物の安全性
- まちなかのバリアフリー
- イーストエリアの環境浄化

誰もが何度でも訪れたい魅力的な市街地形成のための“ソフト施策”の推進と“まちづくり主体”の構築・各種団体との連携

「吉祥寺グランドデザイン 2020」で提示した“実践型のまちづくり”を推進していくため、吉祥寺駅周辺地区の各種団体と連携し、吉祥寺特有な文化資源やコンテンツの活用等のソフト施策についても、ハード施策と両輪で進めていく必要があります。

- 市内のコンテンツ（場所・人）
- エリアマネジメント

基本的な方針

(1) 駅周辺の交通体系の改善及び魅力的なパークエリアの将来像立案

(2) ウォーカブルなまちづくりの推進

(3) 緑の保全・創造・利活用

(4) 安全・安心なまちづくりの推進

(5) まちの魅力創造・価値向上

重点的な取組み一覧

- (1)-1 駅周辺の交通体系の改善（交通結節機能の再編）
- (1)-2 南口駅前広場の整備
- (1)-3 武蔵野公会堂を含むパークエリアの将来像立案
- (1)-4 駅から井の頭公園までの道のりのデザイン・整備
- (2)-1 イーストエリアの賑わい創出
- (2)-2 ウェストエリアの歩行者中心の交通環境への改善
- (2)-3 セントラルエリアの回遊性向上
- (2)-4 快適な居場所づくりの推進に向けた各主体との連携
- (3)-1 緑の保全・創造・利活用の推進
- (4)-1 震災への備え
- (4)-2 安心して過ごせる環境づくり
- (5)-1 地域に根差した魅力を向上するまちづくりの実践

分野別： 交通(拠点・軸) 賑わい・交流 緑・景観 安全・安心

7-2 重点的な取組み

(1) 駅周辺の交通体系の改善及び魅力的なパークエリアの将来像立案



南口駅前広場(①)の整備を進めるとともに、駅周辺道路の交通体系の再編について検討し、歩行者と路線バスが輻輳するパークロード(②)の歩行環境を改善します。

武蔵野公会堂(③)については、今後施設の更新に向けた検討を行うにあたり、パークエリアのまちづくりの将来像と一体的に検討します。



南口駅前広場の将来イメージ

※①～③の位置は14頁に示します。

〈拠点〉

(1)-1 駅周辺の交通体系の改善（交通結節機能の再編）

セントラルエリア

パークエリア

井ノ頭通り(④)は、広域交通を担う幹線道路であるとともに、交通結節点としてバス乗車場の役割を有しています。計画幅員14.5mの都市計画道路として完成していますが、2つの役割に対して十分な空間になっていません。また、井ノ頭通りを横断する歩行者交通量が多く、車両や歩行者の混雑が生じていることから、引き続き南口駅前広場の整備を推進するとともに、北口駅前広場(⑤)や吉祥寺大通り(⑥)を含めた駅周辺の交通結節機能を再編し、駅周辺の交通体系を改善します。

※④～⑥の位置は14頁に示します。

個別施策名

- ・ 駅周辺の交通体系及び交通結節機能の拡充
- ・ 広域的な交通体系の見直し

取組みの進め方

■ 駅周辺の交通体系及び交通結節機能の拡充

- 駅周辺の交通課題等の調査検証 ▶ 交通体系と南口、北口駅前広場機能の検討
- ▶ 南口、北口駅前広場の構成検討

■ 広域的な交通体系の見直し

- 都市計画道路（井ノ頭通り、五日市街道）の事業化に向けた都への要請

～10年で目指す到達点～
北口駅前広場の機能更新

〈拠点〉

(1)-2 南口駅前広場の整備

パークエリア

駅周辺における交通環境の改善と安全な歩行空間の確保を図るため、平成 12(2000)年に南口駅前広場を都市計画決定しました。約 1,900 m²の駅前広場内にバス降車場を設置し、パークロードからバスの通行をなくし、歩行者優先化を図ります。暫定整備により段階的に進めていきます。

個別施策名

- ・南口駅前広場の整備の推進

取組みの進め方

■南口駅前広場の整備の推進

駅前広場用地の取得、既買収用地の暫定整備及び開放

～10年で目指す到達点～

南口駅前広場の整備、
パークロードの歩行者優先化

〈拠点〉

(1)-3 武蔵野公会堂を含むパークエリアの将来像立案

パークエリア

まもなく築 60 年を迎える武蔵野公会堂は、引き続き市民文化の交流拠点・発信拠点としての機能を有していけるよう、パークエリアのまちづくりの将来構想とともに一体的な検討が不可欠です。

吉祥寺が抱える交通課題の解決に向け、面的な市街地再編も視野に入れつつ、駅周辺に求められる都市機能を検討し、パークエリアの将来像を立案します。

パークエリアの可能性を引き出すような社会実験についても実施していきます。

個別施策名

- ・パークエリアの将来像立案
- ・武蔵野公会堂の更新

取組みの進め方

■パークエリアの将来像立案

将来ビジョン共有のための検討 ▶ 将来構想検討委員会（仮称）の設置、検討
▶ パークエリアの可能性を引き出すための社会実験の実施

■武蔵野公会堂の更新

武蔵野公会堂の耐震性・設備等劣化調査等
▶ 武蔵野公会堂の更新の方向性・方針検討（エリアの将来像を踏まえ）

～10年で目指す到達点～

パークエリアの
将来像立案、
武蔵野公会堂の
更新方針の決定

〈軸〉

(1)-4 駅から井の頭公園までの道のりのデザイン・整備

パークエリア

都立井の頭恩賜公園の緑と水、風が感じられる駅前空間と歩行者動線を創出するため、景観整備優先路線である七井橋通り(⑦)、パープル通り(⑧)の整備を推進し、歩行者動線の明確化により公園周りの良好な住環境を保持します。

また、駅周辺の商業・業務集積地に隣接する住商複合地は、住宅地と商業・業務機能が調和した地区として誘導するため、地域主体による地区計画や地区まちづくり計画等の機運を促進します。

※⑦、⑧の位置は下図に示します。

個別施策名

- ・七井橋通り(景観整備優先路線)の整備の推進
- ・パープル通り(景観整備優先路線)の整備の推進
- ・地域主体のまちづくりの支援

取組みの進め方

■景観道路事業(七井橋通り、パープル通りの整備の推進)

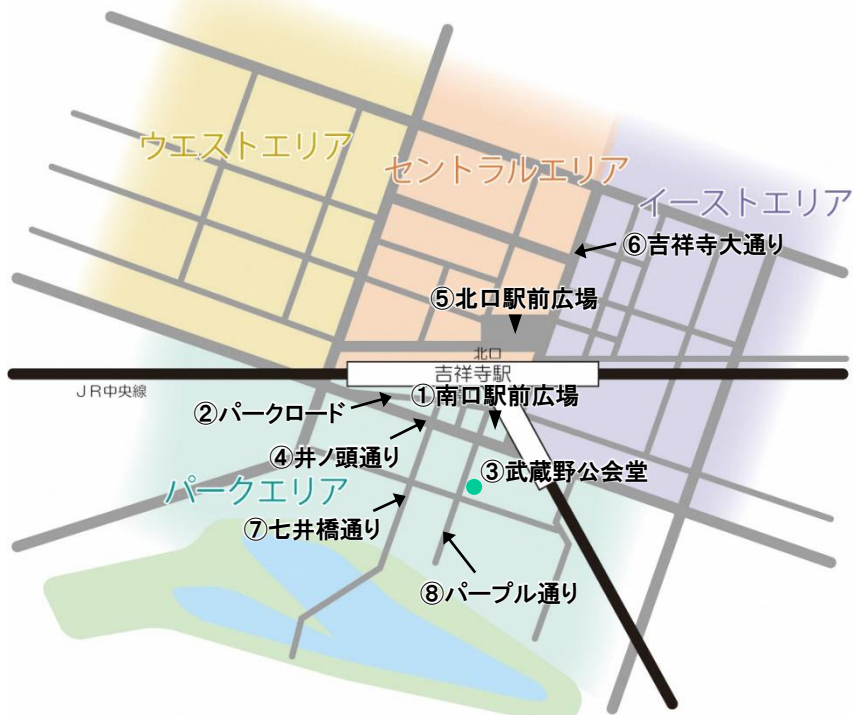
地域との連携

■地域主体のまちづくりの支援

地域との連携

～10年で目指す到達点～
景観道路事業の着手・推進

施策位置図



(2) ウォーカブルなまちづくりの推進



歩行者優先（ウォーカブル）のまちづくりを推進するため、未整備道路の整備や無電柱化等を進めるとともに、公共自転車駐車場配置の適正化や吉祥寺地域交通ルール等の検討を行い、歩行者が安全・安心で歩きやすい・歩きたくなる道路空間を目指します。

また、快適な居場所づくりの推進に向け、滞留空間の確保やステークホルダー間の連携によるオープンスペースの利活用について検討します。

(2)-1 イーストエリアの賑わい創出

イーストエリア

イーストエリアは、JR 中央線を境に北側に広がるエリアと末広通り(①)沿いを中心に南東側にエリアが広がっていますが、ともに駅至近エリアのポテンシャルを活かしきれていないといった課題があります。新たな芽が育ちつつあるエリアであるため、人の流れを誘引する目的の創出が求められています。

エリア内に点在する市有地を暫定的に利用している自転車駐車場については周辺エリアへの移転や集約等による配置の適正化を図り、歩行者が安全に安心して歩ける道路空間を目指します。あわせて、バリアフリー化や道路拡幅に伴う敷地削減等課題のある本町コミュニティセンター(②)の移転を含め、市民や関係団体とともに検討を進め、早期活用を目指します。このことにより駅至近に所有している市有地の高度利用等を図る等、ステークホルダー間の連携も視野にエリアの賑わいに寄与する取組みを推進します。

事業中の区画道路（本町稲荷通り(③)・市道第 299 号線(④)）については継続して整備を進めるとともに、「弁天通り(⑤)」「水門通り(⑥)」を介して、中央線北側の「ベルロード(⑦)」と南側の「末広通り」を連絡し、エリア内の南北回遊動線を創出するための手法についても検討します。

※①～⑦の位置は 19 頁に示します。

個別施策名

- ・ 点在する市有地の利活用に向けた検討
- ・ 本町稲荷通り、市道第 299 号線の整備の推進
- ・ 公共自転車駐車場の適正配置
- ・ 新たな南北回遊動線の創出に向けた取組み

取組みの進め方

■ 点在する市有地の利活用に向けた検討

本町コミュニティセンターの移転を含めた検討
(運営協議会との協議、コミセン類型別施設整備計画策定)

■ 本町稲荷通り、市道第 299 号線の整備の推進

■ 公共自転車駐車場の適正配置

■ 新たな南北回遊動線の創出に向けた取組み

オープンスペース等の利活用

～10年で目指す到達点～
本町コミュニティセンターの
あり方検討と
イーストエリアの
賑わい創出

(2)-2 ウェストエリアの歩行者中心の交通環境への改善

ウェストエリア

ウェストエリアでは荷さばき車両や自転車等による交通輻輳が問題となっています。荷さばき車両のエリア内流入を減らすため、荷さばき拠点、各店舗への集配送システムの整備や、中道通り(⑧)、昭和通り(⑨)、大正通り(⑩)の交通機能の役割分担、地域ルール等について検討します。

南北方向の細街路については、通り抜け通行に対して、地元発意による地域ルールの方策を講じて、良好な住環境を保持できるよう検討します。

また、景観整備優先路線に指定されている中道通りについては電線類の地中化を中心にした道路景観整備を中長期的に進めていきます。

※⑧～⑩の位置は 19 頁に示します。

個別施策名

- ・ ウェストエリアの歩行者中心の交通環境への改善に向けた取組み
- ・ 中道通り(景観整備優先路線)の整備の検討
- ・ 共同集配送事業の推進

取組みの進め方

■ ウェストエリアの歩行者中心の交通環境への改善に向けた取組み

ウェストエリアの調査・検討 ▶ 地元組織設立に向けた調整 ▶ 荷さばき実証実験に向けた検討

■ 景観道路事業(中道通りの整備の検討)

■ 共同集配送事業の推進

吉祥寺活性化協議会、地元商店会等との連携

～10年で目指す到達点～
ウェストエリアの
歩行環境の向上

(2)-3 セントラルエリアの回遊性向上

セントラルエリア

セントラルエリアでは、来街者が滞留できる空間が慢性的に不足しているため、人々に期待感を与えまちなかへ誘えるような仕掛けが必要です。交通結節機能の再編にあわせた広場空間の機能のあり方や、市道第190号線(⑪)の整備等によるアクセスルートの増強、建物更新等に合わせた滞留空間の創出、公共空間の積極的な活用等、エリア全体で賑わいを創出する手法について検討します。また災害時にはこれらの空間を帰宅困難者対策として活用するための手法もあわせて検討します。都道である平和通り(⑫)については、引き続き東京都と移管に関する協議を進めていきます。

※⑪、⑫の位置は19頁に示します。

個別施策名

- ・ まちなか滞留空間の創出
- ・ 平和通りの移管に関する協議
- ・ 市道第190号線の整備の推進

取組みの進め方

■ まちなか滞留空間の創出

- ・ 南口駅周辺の交通体系検討 ▶ 北口駅前広場を含めた総合的な検討
- ・ 建物更新や公共空間活用に伴う滞留空間の創出

■ 平和通りの移管に関する協議

■ 市道第190号線の整備の推進

～10年で目指す到達点～
北口駅前広場等と連動した
まちなか滞留空間の創出

(2)-4 快適な居場所づくりの推進に向けた各主体との連携

全エリア

快適な居場所づくりの推進に向け、ポケット広場やベンチ等憩いと賑わいのための滞留空間確保について検討します。また、街並みの連続性を確保するため、商業エリアの附置義務駐車場*の柔軟な施設配置・集約化等に向けた検討を進めます(P22「**■附置義務駐車場の柔軟な施設配置・集約化に向けた検討**」にて後述)。



神戸市・三宮中央通りの社会実験

まちなかに滞留空間を創出するため、道路空間の利活用に向けた検討を進めます。道路幅員が広い吉祥寺大通り(⑬)は、歩行者を中心とした道路空間への活用の転換等、ゆとりある歩行空間や滞留空間の創出に向けた検討を行います。

※⑬の位置は19頁に示します。

個別施策名

- ・まちなかの快適な居場所づくり
- ・道路空間の利活用に向けた検討

取組みの進め方

■まちなかの快適な居場所づくり

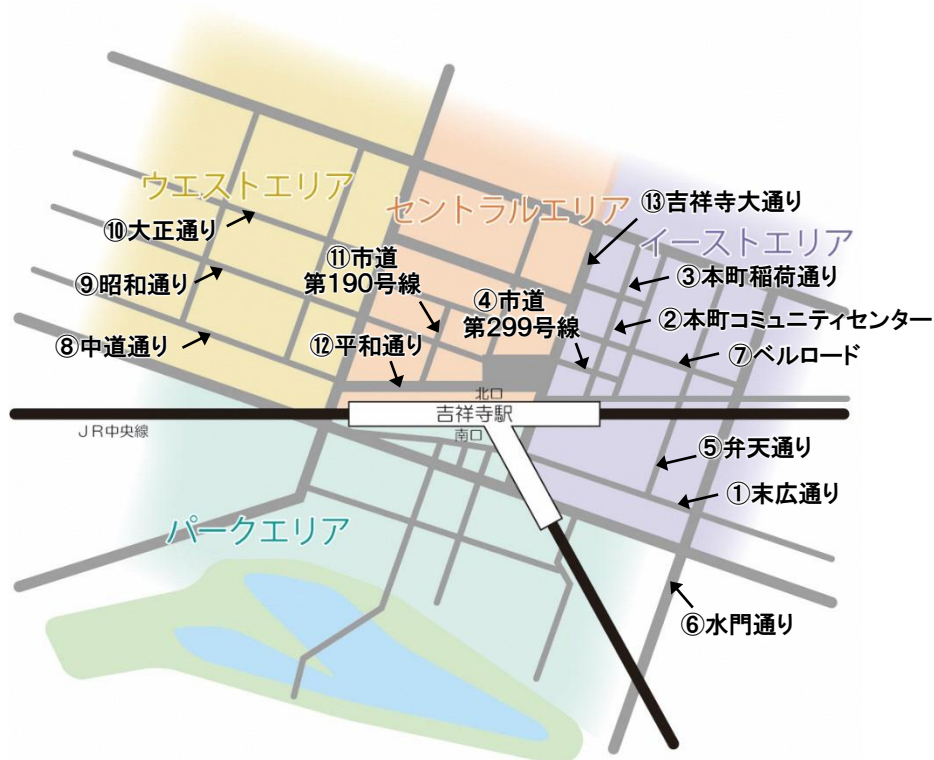
地域住民、商店会、地域団体等と連携した継続的な公園活用

■道路空間の利活用に向けた検討

吉祥寺大通りの活用検討 ▶ 既存道路空間活用にに向けた社会実験実施

～10年で目指す到達点～
ステークホルダー間の連携による
居場所づくりの推進、
道路空間の利活用

施策位置図



(3) 緑の保全・創造・利活用



駅周辺の公園等に存在する緑（寺社や民地、都立井の頭恩賜公園(①)等の公園）や、吉祥寺大通り(②)、駅前広場や平和通り(③)等の街路樹の保全や緑の連続性を確保します。また、地域の活性化につながる公園の活用方策の検討を行います。

※①～③の位置は 21 頁に示します。

(3)-1 緑の保全・創造・利活用の推進

全エリア

吉祥寺駅周辺地区は緑被率が低く、近年は横ばいから微減で推移していることから、接道部緑化助成制度について、さらなる周知を図り、道路に面した緑化を推進します。開発事業に先立つ、まちづくり条例の手続きに機を捉え、質の高い緑豊かなオープンスペースの創出や、接道部の緑化等を促進します。



吉祥寺西公園

吉祥寺西公園(④)や宮本小路公園(⑤)等については、公園周辺を含めた地域の価値向上に寄与する、空間整備と柔軟な利活用を目指し、市民や事業者等と連携した仕組みづくりを検討します。

駅周辺での良好な緑景観の創出のため、吉祥寺大通りの街路樹の樹種変更を含む更新を検討します。

※④、⑤の位置は 21 頁に示します。

個別施策名

- ・緑の保全・創出
- ・緑の機能向上
- ・街路樹の更新

取組みの進め方

■緑の保全・創出

まちづくり条例等により、質の高い緑豊かなオープンスペース等の創出

■緑の機能向上

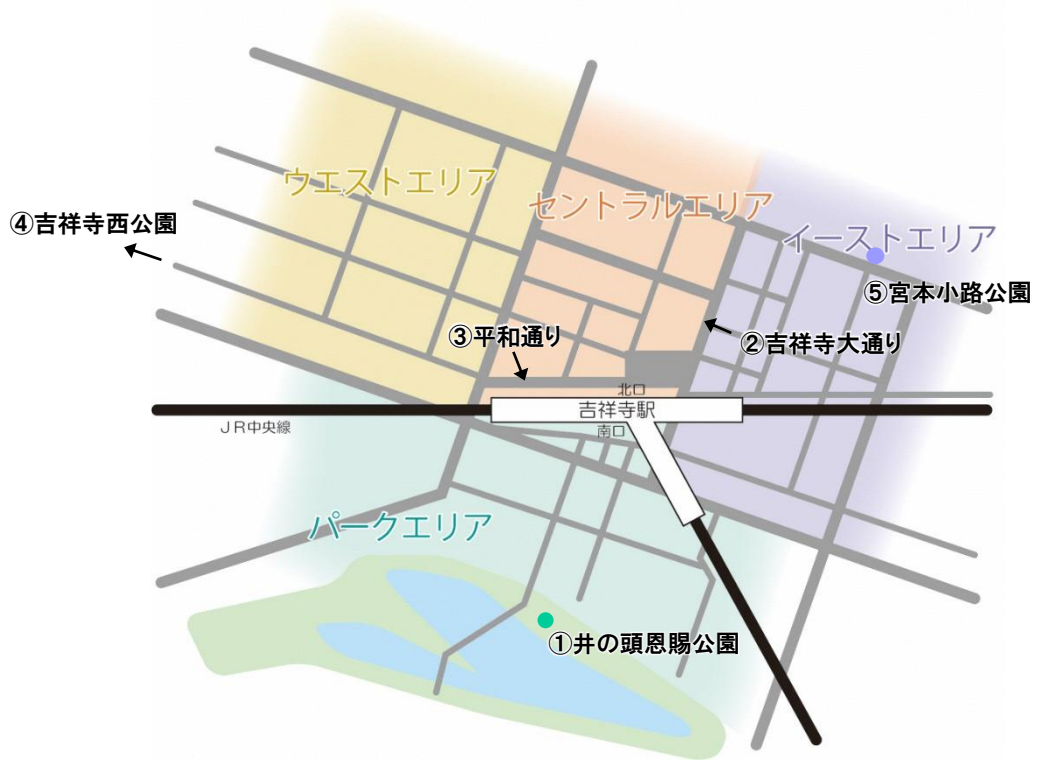
緑ボランティア、商店会等地域と連携した公園利用の継続、公園の柔軟な利活用に向けた制度の検討

■街路樹の更新

吉祥寺大通りの埋設調査 ▶ 樹種に関する調査・検討・更新

～10年で目指す到達点～
緑の保全・創出、
公園等の利活用

施策位置図



(4) 安全・安心なまちづくりの推進



災害や感染症の拡大といった都市環境の変化にも対応でき、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安全・安心に過ごせるまちづくりを推進します。

(4)-1 震災への備え

セントラルエリア

パークエリア

建物の耐震化や不燃化を図ることで、災害時の延焼遮断機能や緊急輸送道路の通路確保等都市防災機能の向上を目指します。また、これまで進めてきた帰宅困難者対策訓練を続けていくとともに、災害時の効果的な情報発信・提供方法についても検討します。

建物の耐震化については、特定緊急輸送道路として指定されている井ノ頭通り(①)沿道を重点的に進めていきます。また、駅周辺は高経年化した建物が多く存在するため、引き続き耐震化の意識向上を図る啓発活動の実施や、耐震化助成、アドバイザー派遣等の総合的な支援を実施します。

ハーモニカ横丁(②)の更新は大きな課題であることから、耐震補強、共同化を含む更新、リノベーション*等適切な手法を研究し、耐震性や耐火性の高い建物への誘導を図る必要があります。

早期に商業地として形成された駅周辺のセントラルエリアやパークエリアについては、接道条件や狭小敷地に加え、附置義務に基づく駐車場・駐輪場の確保による敷地減少等が課題となり、建物の更新が進まない要因の一つでもあることから、附置義務駐車場の柔軟な施設配置・集約化等に向けた検討を進めます。

※①、②の位置は24頁に示します。

個別施策名

- ・防災機能の確保に向けた支援
- ・ハーモニカ横丁の安全性向上に向けた研究
- ・附置義務駐車場の柔軟な施設配置・集約化に向けた検討

取組みの進め方

■防災機能の確保に向けた支援

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業、民間住宅・マンション耐震化促進事業の実施

■ハーモニカ横丁の安全性向上に向けた研究

改修時の防火・避難規定に関する指導、消防署・店舗事業者・市との合同勉強会の継続的な実施

■附置義務駐車場の柔軟な施設配置・集約化に向けた検討

都より「新たな地域ルール・運用マニュアル」の公開 ▶ 附置義務駐車場の基礎調査 ▶ 地域ルールの検討

～10年で目指す到達点～
吉祥寺駅周辺地区の防災力向上
(建物の耐震化・防火の促進)

(4)-2 安心して過ごせる環境づくり

全エリア

武蔵野市バリアフリー基本構想で位置づけた生活関連経路においては、整備状況に応じて段差解消を実施する等、誰もが安全・安心に移動できるよう様々な関係主体と連携し、バリアフリーに配慮したまちづくりを推進します。

市内の公共公益施設*の管理者の他、公共交通事業者や商業者に対し、エレベーターや多目的トイレ等のバリアフリー情報や授乳スペースやおむつ替え場所等の子育て支援情報を HP 等で広く発信するよう働きかけます。



ブルーキャップによる指導・警告

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人々の生活のあり方に関する価値観も変化・多様化しています。感染症対策を前提とした柔軟なまちづくりを推進していきます。

吉祥寺活性化協議会、防犯協会、市や警察等の関係機関・団体が、市民と連携して環境浄化*の活動を継続して実施します。また、執ような客引き・スカウト行為及び通行人の阻害となる路上宣伝行為等に対して、ブルーキャップ*による指導・警告を継続的に実施することで、来街者や市民が安全で安心してすごせるまちづくりを推進します。

個別施策名

- ・バリアフリーに配慮したまちづくりの推進
- ・環境浄化の取組み推進
- ・新型コロナウイルス感染症対策

取組みの進め方

■バリアフリーに配慮したまちづくりの推進

■環境浄化の取組み推進

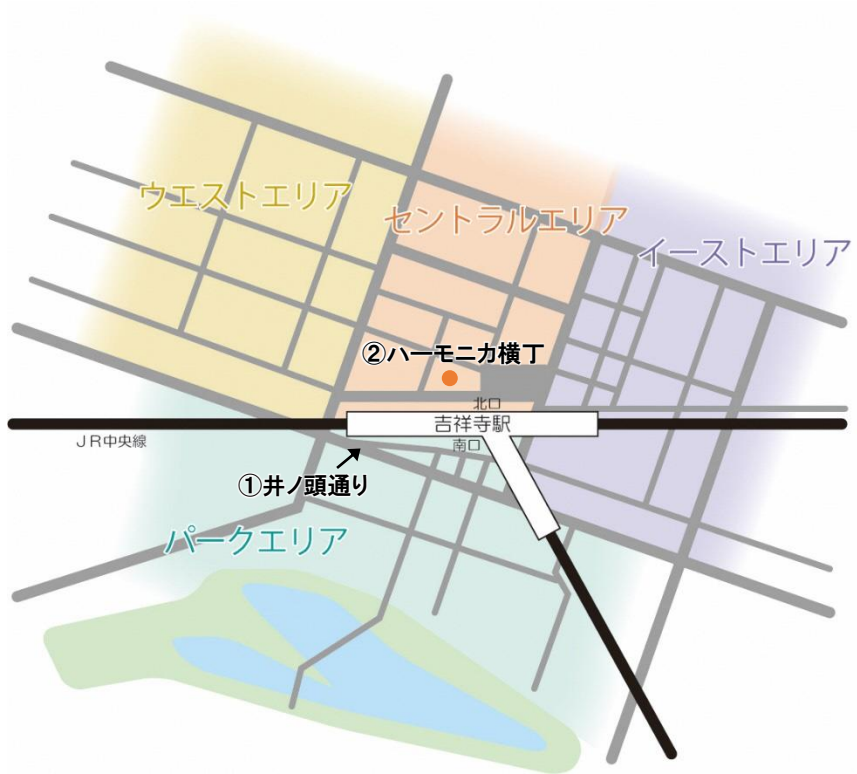
警察、防犯協会、吉祥寺活性化協議会等の関係機関・団体及び地域住民との連携

■新型コロナウイルス感染症対策

- ・武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う経済対策の継続 など

～10年で目指す到達点～
吉祥寺駅周辺地区の
安全性向上

施策位置図



(5) まちの魅力創造・価値向上



駅周辺の商業・業務地は、点在する大規模店舗や個性的な小規模店舗、商店街等から成る回遊性、界限性がまちの魅力の一つとなっています。今後もこの特長をさらに伸ばし、活気のある商業・業務地の形成を進めます。

(5)-1 地域に根差した魅力を向上するまちづくりの実践

全エリア

市内には映画・音楽・アニメーション・漫画等のコンテンツに関わる場所や人の資源、また市の文化施設（武蔵野公会堂(①)、吉祥寺美術館(②)、吉祥寺シアター(③)、吉祥寺図書館(④)等）が豊富にあることから、これらを総合的に活用し、まちの新たな魅力創造・価値向上を推進します。

在宅勤務やテレワーク、副業・複業等働き方の多様化に伴い、創業支援や働き方改革等に繋がる支援策や市内施設との連携を検討します。

また、文化施設を活かし、市民が身近で芸術文化を体験し、活動・交流できる環境づくりや、ステークホルダー間の連携によるオープンスペースの利活用について社会実験も視野に入れた検討を行います。

地域課題の解決やまちの価値向上のため、令和2(2020)年12月に都市再生推進法人*に指定された(一財)武蔵野市開発公社*を中心に、各ステークホルダーとの連携を図りながら、地域に根ざしたエリアマネジメントを推進します。

(一社)武蔵野観光機構を中心に、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、インバウンド*も含めた観光需要の回復に対応するため、外国人向けのボランティアガイド養成、多言語対応の観光マップの作成等、来街者が吉祥寺の魅力に触れられる取組みを推進します。また、吉祥寺エリアの個店、文化施設、公園、寺社、イベント等に注目し、将来の観光資源としてメニュー化できるよう検討します。

※①～④の位置は26頁に示します。

個別施策名

- ・文化施設の活用による芸術文化環境の形成
- ・コンテンツを活用した事業連携の推進
- ・まちの魅力を向上する取組みの推進
- ・エリアマネジメントの推進
- ・都市観光の推進



まち案内所・休憩スペース（豊田市）



吉祥寺デッキのイベント写真

取組みの進め方

■文化施設の活用による芸術文化環境の形成

- ・施設間連携や民間を含めた事業主体との連携の検討
- ・オープンスペースの活用等への柔軟な対応、社会実験を視野に入れた検討 など

■コンテンツを活用した事業連携の推進

コンテンツ連絡協議会（仮称）設置に向けた検討 など

■まちの魅力を向上する取組みの推進

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う経済対策の継続、創業支援、多様な働き方への支援策の検討 など

■エリアマネジメントの推進

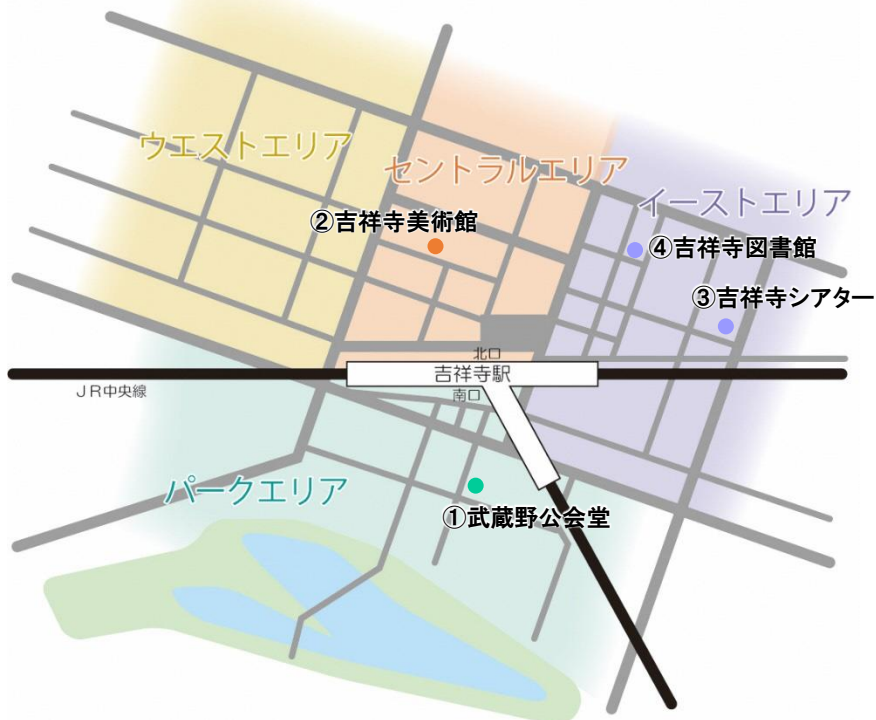
都市再生推進法人の指定を受けた（一財）武蔵野市開発公社との連携強化

■都市観光の推進

ボランティアガイドの要請や多言語対応の観光マップの作成

～10年で目指す到達点～
吉祥寺の魅力創造
・価値向上

施策位置図



7-3 重点的な取組みを支える市の取組み

交通（拠点・軸）

〈軸〉

①自転車利用環境の整備の推進

自転車の安全利用の推進のため、歩行者と自転車が輻輳する駅付近における自転車の押し歩き等の自転車通行ルールや効果的な啓発方法等について、吉祥寺活性化協議会や関係機関・部署と連携して検討します。また、公共自転車駐車場の適正配置についての検討、放置自転車対策を継続して推進していきます。

〈軸〉

②歩行環境の快適化

商業・業務地を中心とした下水道の臭気については、ビルピット*等の対策により、着実な改善が図られてきました。引き続き地域と連携し、飲食店に対するグリストラップ*の清掃指導を行っていきます。

賑わい・交流

③新型コロナウイルス感染症拡大防止対策／まちの経済を守り、未来につなげる支援策

感染拡大防止に引き続き取り組むとともに、人とまちを守り、武蔵野市の未来につなげるため、国の家賃支援金に市独自で上乘せする中小企業者等テナント家賃支援金や、商店会活性出店支援金、インフラ関連事業者等への感染拡大防止支援金の制度を創設した実績を踏まえ、さらなる支援を展開します。

また、事業者のニーズに寄り添ったコールセンターを開設し、事業者への相談体制を強化します。

④地域主体のまちづくりの支援

駅周辺の商業・業務地に隣接する住商複合地は、住宅地と商業・業務機能が調和した地区として誘導するため、地域主体による地区計画や地区まちづくり計画等策定の機能を促進します。

⑤誰もが迷わず目的地にたどり着けるためのサイン設置・推進

鉄道から鉄道・バスへの乗換えがスムーズにできるように、駅前に総合案内板を設置し、情報の更新を適宜行っていくことで、駅からまちへ出やすい環境を整えます。また、公共サインのあり方を検討し、市が設置する公共サインが見やすいものとなるよう、推進していきます。

⑥ベビーカー貸出しサービスの推進

乳幼児連れの来街者が子どもと一緒にまち歩きを楽しむことができるよう、吉祥寺駅周辺地区の商業施設等にて、ベビーカーの貸出しを実施しています。子育て支援の推進と賑わいの創出を図るため、貸出し窓口の増設について検討します。

⑦路上看板等の改善指導

道路占用の未改善物件については、道路パトロールによる改善指導を定期的を実施します。引き続き吉祥寺活性化協議会、武蔵野警察署と連携して指導・啓発を実施します。

⑧景観まちづくりの推進

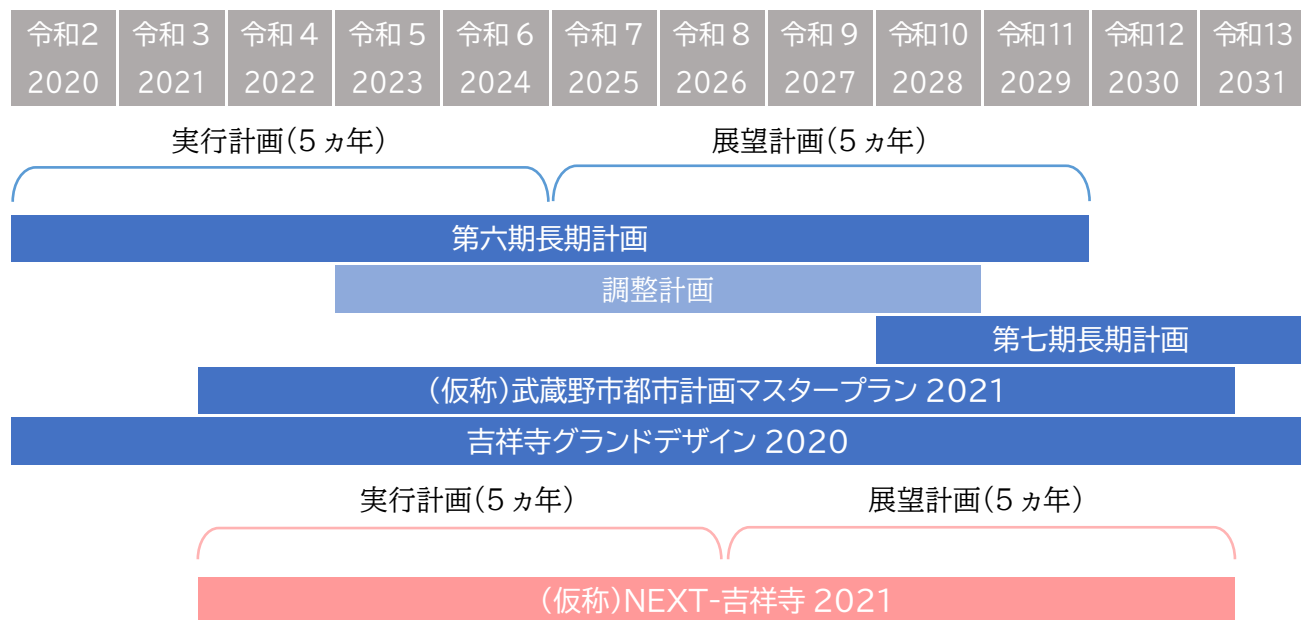
商業・業務地の活気を維持しつつ魅力的な空間とするため、景観に配慮した街並みの形成を図ります。

まちづくり条例に基づく開発事業については景観に関する協議、協議の対象とならない規模の建築物については、「武蔵野市建築計画の事前調整に関する要綱」に基づく景観誘導により、引き続き良好な景観形成を図ります。

景観を構成する重要な要素である道路、公園緑地、公共施設等の整備については、武蔵野市景観ガイドラインに示す景観指針に沿って進め、広告物や建築物に付随する屋外広告物については、まちづくり条例に基づく誘導を続けるとともに、市民意識の醸成を促進していきます。

7-4 取組みのスケジュール

取組みのスケジュールについては、前期5年(実行計画)と後期5年(展望計画)と分けて、取組みを推進します。なお、策定から5年を経過するタイミングで、取組みの実施状況を把握し、展望計画を見直します。



8. まちづくりの推進方策

「(仮称) NEXT-吉祥寺 2021」に掲載した施策は、市主導の施策であるものの、その実現に向けてはステークホルダー間での共有・連携を図りながら、推進していく必要があります。

(1) 様々な主体との連携によるまちづくりの推進

今ではあたりまえの取組みとなっている、吉祥寺方式物流対策事業も事業化のきっかけは社会実験でした。「吉祥寺グランドデザイン 2020」に示すコンセプト実現のための3つのステップに基づき、吉祥寺が抱える課題解決につながる社会実験の実施を視野に入れ、ステークホルダー間の連携のもと、試行していくことが重要です。

今後10年の吉祥寺のまちづくりにあたって、市は「(仮称) NEXT-吉祥寺 2021」に基づき、重点的な取組みを中心に施策を講じていきます。一方、吉祥寺のまちづくりに関わる様々な主体も、積極的にまちづくりに参画し、ステークホルダー間の連携によるまちづくりを一体的に推進したいと考えています。



吉祥寺グランドデザインの推進の仕組み

「交通」に関する社会実験* (例)

- 1 **バス・タクシー交通**
 - ・平和通りの活用検討 / 吉祥寺大通り・本町新道の交通広場* 機能としての利用
- 2 **交通規制**
 - ・ウエストエリアの東西道路「中通通り」「昭和通り」「大正通り」の交通機能の役割分担
 - ・イーストエリアの南北道路「弁天通り」「水門通り」の交通機能の役割分担
- 3 **物流システム**
 - ・エリア単位での集中荷さばぎ&集配送システム



「居場所づくり」の社会実験* (例)

- 1 **公共空間の利活用**
 - ・セントラルエリアの「元町通り」、ウエストエリアの「中通通り」、パークエリアの「パークロード」等の道路空間のイベント広場等としての活用
 - ・ウエストエリアの「吉祥寺西公園」における行政・地域住民・事業者・利用者による公園の運営・利用に関するワークショップ*
- 2 **安心できる居場所づくり**
 - ・店先や公開空地へのベンチ・椅子の設置
 - ・授乳・おむつかえ等の休憩スポットの発掘・マップ化

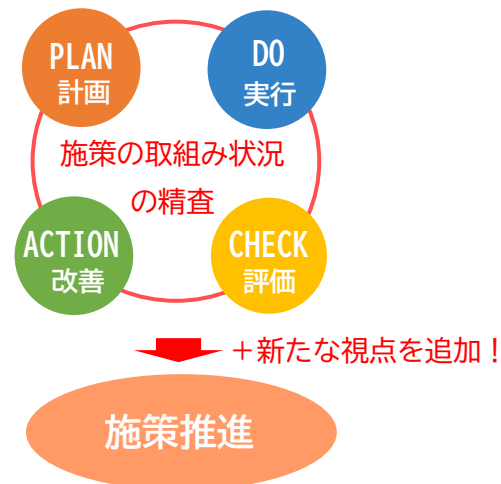


吉祥寺グランドデザイン 2020 にて提示している社会実験

(2) 各種施策の進行管理

本計画に掲載している施策については、早期に着手できる施策から10年程度かけて実施する施策等、それぞれの施策内容や社会情勢等に応じて、実現できる時期が異なります。

そのため、改定後5年が経過するタイミング(実行計画(前期)の経過時)で、将来の社会情勢の変化や関連法令の改正等の状況を踏まえた各施策の実施状況を点検・確認します。なお確認にあたっては、各種計画にある目標値等の進捗管理指標に基づき、行うこととします。



参考資料

改定の経緯

関連個別計画等一覧

用語解説

改定の経緯

計画の改定にあたり開催した委員会の構成、スケジュール、主な内容は以下の通りです。

1-1 改定委員会の構成

NEXT-吉祥寺改定委員会本部会 委員

委員長	副市長
副委員長	副市長
	総合政策部長
	財務部長
	市民部長
	市民部市民活動担当部長
	防災安全部長
	環境部長
	健康福祉部長
	子ども家庭部長
	都市整備部長
	都市整備部まちづくり調整担当部長 (※)

(※) 令和3年4月1日付職の設置により、都市整備部参事から都市整備部まちづくり調整担当部長へ変更

NEXT-吉祥寺改定委員会ワーキング部会 委員

【NEXT-吉祥寺改定委員会設置要綱別表第2記載委員】

会長	都市整備部	都市整備部長
副会長		都市整備部吉祥寺まちづくり事務所長
	総合政策部	企画調整課長
		企画調整課都市機能再構築担当課長
		資産活用課長
	市民部	産業振興課長
		市民活動推進課長
	環境部	緑のまち推進課長
	都市整備部	まちづくり推進課長
		交通企画課長
		交通企画課地域交通担当課長
		道路管理課長
オブザーバー	(一財) 武蔵野市開発公社	まちづくり課長

【NEXT-吉祥寺改定委員会設置要綱別表第3記載委員】

	財務部	財政課長
	防災安全部	安全対策課長
		防災課長
	環境部	環境政策課長
		下水道課長
	健康福祉部	地域支援課長
	子ども家庭部	子ども子育て支援課長 (※)
	都市整備部	住宅対策課長
		建築指導課長
		用地課長

(※) 令和3年4月1日付機構改正により、子ども政策課から子ども子育て支援課へ名称変更

1-2 スケジュールと主な内容

本部会	第1回：NEXT 改定の趣旨、進め方等 これまでの取組み、今後の対応	令和2年9月28日
ワーキング	第1回：NEXT 改定の趣旨、進め方等 これまでの取組み、今後の対応	令和2年10月13日
ワーキング	第2回：重点課題の抽出	令和2年11月18日
ワーキング	第3回：目次構成について まちづくりの戦略について	令和3年1月8日から14日 (動画閲覧方式)
本部会	第2回：中間報告	令和3年1月28日
ワーキング	第4回：重点的な取組みのグルーピング レイアウト構成について	令和3年2月22日
ワーキング	第5回：素案の確認	令和3年4月7日
本部会	第3回：素案の確認	令和3年4月27日



中間まとめ公表・パブリックコメントの実施
《パブリックコメント実施期間》
令和3年6月1日～22日



ワーキング	第6回：パブコメの反映、まとめ	令和3年7月14日
本部会	第4回：パブコメの反映、まとめ	令和3年7月28日



新 NEXT-吉祥寺 2021 の策定 (令和3年●月)

関連個別計画等一覧

吉祥寺グランドデザイン 2020

主管課：吉祥寺まちづくり事務所

吉祥寺グランドデザインの策定（平成 19（2007）年 3 月）から約 10 年が経過したことによる社会状況の変化、消費行動の多様化等に対応するため、また、30 年後の吉祥寺の将来像をわかりやすく共感・共有しやすいものとするため、吉祥寺グランドデザイン改定委員会によって令和 2（2020）年 4 月に改定された。

武蔵野市第六期長期計画

主管課：企画調整課

計画期間：令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度
令和 2（2020）年度から 10 年間の市政運営の指針であり、市が目指すべき方向性や取り組むべき政策を定める市の最上位計画。

第二期武蔵野市産業振興計画

主管課：産業振興課

計画期間：平成 31（2019）年度から令和 5（2023）年度
「武蔵野市第五期長期計画・調整計画」の中の文化・市民生活分野の個別計画として策定するものであり、長期計画において示されている考え方や方針を踏まえた、武蔵野市の産業分野全般を対象とした中位計画。
「武蔵野市農業振興計画」と、「第二期武蔵野市観光推進計画」の上位計画という関係にあり、武蔵野市商店街振興プランとしての性格を合わせ持つ。

第二期武蔵野市観光推進計画

主管課：産業振興課

計画期間：平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度
本市における観光施策を総合的に実施するための計画。
武蔵野市第五期長期計画・調整計画を上位計画、武蔵野市産業振興計画を中位計画とした個別計画であり、特にまちの魅力と集客力の向上、商業・サービス業等への支援につながる重要な計画として位置づけられる。

武蔵野市文化振興基本方針

主管課：市民活動推進課

方針期間：平成 30（2018）年度から令和 10（2028）年度
「武蔵野市第五期長期計画・調整計画」を受け、芸術文化を中心に据えた本市の文化振興のあり方と、これまで個別計画としては策定してこなかった芸術文化の分野に関する今後の取組みを示したもの。
武蔵野市の文化、これからのまちの魅力を長期的な展望として構想しながら、その実現に向けて今後 10 年程度で取り組むべき、中期的な方向性を示している。

武蔵野市公共施設等総合管理計画

主管課：資産活用課

計画期間：平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度

本市では、早期から計画的に、公共施設及び都市基盤施設を整備・拡充してきたため、これらの多くが令和 10 年（2028 年）前後から更新の時期を迎え、多額の費用がかかることが見込まれている。将来も健全な財政を維持しながら、時代のニーズに合った施設に再整備し、魅力あるまちづくりを目指すために、公共施設等を総合的にマネジメントするための計画として策定した。

武蔵野市緑の基本計画 2019

主管課：緑のまち推進課

計画期間：平成 31（2019）年度から令和 10（2028）年度

都市緑地法第 4 条に規定される計画。緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために策定するものであり、本市では、平成 9（1997）年に「むさしのリメイク（武蔵野市緑の基本計画）」を策定し、平成 20（2008）年には、「武蔵野市緑の基本計画 2008」として改定を行い、緑の保全と創出に市をあげて取り組んできた。社会情勢の変化に的確に対応するため、10 年が経過した旧計画を「武蔵野市緑の基本計画 2019」として改定した。

改定中武蔵野市都市計画マスタープラン 2021

主管課：まちづくり推進課

計画期間：令和 3（2021）年から令和 13（2031）年

都市計画マスタープランとは、市民・事業者等と市が共有するまちづくりのビジョンであるとともに、市が定める都市計画の基本方針。目指すべき都市の姿や方向性を明らかにし、これらに基づいて、今後分野別計画や関連計画等により具体的な事業内容や実施時期について定めるため現在改定作業を行っている。

武蔵野市景観ガイドライン

主管課：まちづくり推進課

今後の景観まちづくりの具体的な方針を共有し、市の魅力を一層高める景観形成を推進するため、平成 29 年 4 月に「武蔵野市景観ガイドライン」を策定。景観まちづくりの考え方や、景観誘導基準などを示している。

改定中武蔵野市バリアフリー基本構想

主管課：まちづくり推進課

目標年次：令和 2（2020）年度

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、市内 3 駅周辺のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めるため、平成 23（2011）年 4 月に「武蔵野市バリアフリー基本構想」を策定。現在改定作業を行っている。

武蔵野市自転車等総合計画

主管課：交通企画課

計画期間：令和 2（2020）年度から令和 7（2025）年度

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」及び「武蔵野市自

転車等の適正利用及び放置防止に関する条例」に基づき、自転車等の駐車対策のほか、自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進等についても定め、自転車等の環境整備方針及び安全利用の方策を総合的に示した行政計画。

武蔵野市地域公共交通網形成計画

主管課：交通企画課

計画期間：令和2（2020）年度から令和7（2025）年度

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく計画。本市が目指す将来都市像を実現する上で地域公共交通の果たすべき役割を明らかにするとともに、市民の生活と移動を支援し、かつ、持続可能な地域公共交通を実現するため、そのビジョン、目標及び施策体系を示すマスタープランとして策定した。

武蔵野市景観整備路線事業計画（第二期）

主管課：交通企画課

平成22（2010）年2月に、景観・歩行・安全・安心の向上を目的に、「武蔵野市景観整備路線事業計画」を策定し、景観上・安全上重要な路線等を対象に計画的に電線類の地中化を推進してきた。これまでに計8路線の整備が完了したことから、今後も、計画的・継続的に景観整備を推進していくため、平成28（2016）年12月に新たな路線を含む「武蔵野市景観整備路線事業計画（第2次）」を策定した。

改定中 武蔵野市交通安全計画

主管課：交通企画課

計画期間：令和3（2021）年度から令和7（2025）年度

交通安全対策基本法の規定により作成される国の交通安全基本計画及び東京都交通安全計画に基づき、武蔵野市の地域の実情に即した陸上交通の安全に関する総合的な施策の大綱として定める計画。

武蔵野市道路総合管理計画

主管課：道路管理課

計画期間：平成30（2018）年度から令和9（2027）年度

長期計画及び武蔵野市公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供していくため、「道路施設」及び「橋りょう施設」として、今後の道路管理の方向性や取組みについて定めることを目的としている。

武蔵野市生活安全計画

主管課：安全対策課

計画期間：単年度

「武蔵野市生活安全条例」に基づき、市民生活の安全を確保するための施策を実現するため、年度ごとに策定する行政計画。「武蔵野市第六期長期計画」を上位計画とし、各種個別計画と整合性を図りながら、当該年度の安全対策に係る重点目標に関する事項、及び重点目標に基づく具体的施策に関する事項、その他市民生活の安全を確保するために必要な施策に関する事項を定めている。

武蔵野市地域防災計画

主管課：防災課

災害対策基本法第42条の規定に基づき、武蔵野市防災会議が作成。市、都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、事業者、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、それぞれが有する全機能を有効に発揮して自助・共助・公助を実現するとともに各主体が連携を図り、市の地域において地震をはじめあらゆる災害の予防対策、応急・復旧対策及び復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする計画。

第五期武蔵野市環境基本計画

主管課：環境政策課

計画期間：令和3（2021）年度から令和12（2030）年度

「環境基本法」「武蔵野市環境基本条例」に基づき、市が行う環境施策について大きな方向性を示す計画であり、長期的に示された基本理念を軸に、環境について取り扱う他の計画の内容を横断的に取り扱っている。

武蔵野市下水道総合計画（2018）

主管課：下水道課

計画期間：平成30（2018）年度から令和19（2037）年度

平成21（2009）年度に、本市下水道のあるべき姿と段階的な取組みを示す「武蔵野市下水道総合計画」を策定し、その後、平成26（2014）年度に見直しを行い、「武蔵野市下水道総合計画（2014）」を策定した。

「武蔵野市下水道総合計画（2014）」の策定から4年が経過したことを受け、これまでの事業の進捗を評価した上で、法制度の改正や社会動向等を踏まえ、「武蔵野市下水道総合計画（2018）」として改定した。

第五次子どもプラン武蔵野

主管課：子ども子育て支援課

計画期間：令和2（2020）年度から令和6（2024）年度

「武蔵野市第六期長期計画」の分野別アクションプランとして、子ども・教育分野だけでなく、福祉、環境、まちづくり等の各分野も含めて、市が行う子どもに関わる施策を総合的にとりまとめて策定。子どもと子育てを応援するまちの実現のため、市の現状と課題を整理して、今後5年間の取組みの方向性を示している。

武蔵野市耐震改修促進計画

主管課：建築指導課

計画期間：令和3（2021）年度から令和7（2025）年度

地震における建築物の倒壊等の被害から、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、都市型災害に対する地域防災力と広域防災力の強化を図り、災害に強いまちづくりを実現するため、市内の建築物の耐震診断や耐震改修を計画的・総合的に進めるにあたり、平成20年3月に「武蔵野市耐震改修促進計画」を策定。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災を教訓にするとともに、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」、「東京都耐震改修促進計画」の変更を踏まえ、平成27（2015）、令和2（2020）年度に改定を行った。

計画期間：令和3（2021）年度から令和12（2030）

まちづくりや福祉の視点を含めた住宅施策を総合的に進めるための基本計画として、平成7（1995）年度に策定。誰もが安心して心地よく住み続けられる質の高い住まい・住環境づくりを理念として、社会情勢や市の現状を踏まえ、これまでの住まいを主体とした内容に居住施策の強化等住まい方にも配慮した「武蔵野市第四次住宅マスタープラン」として改定した。

用語解説

A～Z

- EC市場**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 「Electronic Commerce」の略。インターネットを使って商品の売買や契約をする電子商取引のこと。
- ICT**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、インターネット、携帯電話・スマートフォン、AI(人工知能)、ビッグデータ、IoT(モノのインターネット)、クラウド等の技術のこと。また、それらを活用したコンピュータ・ロボット・通信等の機器やソフトウェア、SNS(Social Networking Service)等のサービスも含める場合がある。
- SDGs**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略。平成 27(2015)年の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動等、様々な問題を根本的に解決し、世界中の全ての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための 17 の国際目標。

あ行

- インバウンド**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 外国人が訪れてくる旅行のこと。または外国から訪れる旅行者のこと。
- ウォークアブル**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 道路や沿道建築物、公園等のまちなかを居心地よく人中心の空間にすることで、まちに出かけたくなり、歩きたくなること。世界の多くの都市が車中心から人中心の空間へと変化し、人々が集い、憩い、多様な活動が繰り広げられていることなどを踏まえ、近年では国内でも「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指した取組みが進められている。
- エリア区分**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ セントラルエリア、ウエストエリア、イーストエリア、パークエリアのことを指し、各エリアの特性は以下のとおりである。
- ・セントラルエリア:高度成長期における大々的な基盤整備とそれに誘発された民間開発によって繁栄しましたが、借地を中心に建物更新が進まず、エリア全体で老朽化が進行している。また多様性を失いつつあるテナント構成、建物上階の空室率が増加している。
 - ・ウエストエリア:大々的な財政投入・資本投下がされた訳でな

く、住宅地の通り沿いに自然発生的に発展。ヒューマンスケールの魅力的な界隈が形成された。一方で、来街者・生活交通・荷さばき車両の増加による歩行環境・住環境の悪化が進行している。

・イーストエリア:環境浄化の継続的な取組みが進行中でエリアの環境は徐々に改善されてきたが、今後は人の流れを誘引する新たな目的性が求められる。一方で、吉祥寺シアターの立地や音楽スタジオの集積等、新たな芽が育ちつつあるものの、まだまちのポテンシャルを活かしきれていない。

・パークエリア:井の頭公園へ向かうメインアプローチとして、閑静な住宅地を貫通する個性的な界隈が形成されている。しかし、そこに至るまでの駅前のインフラが脆弱なこと等から、まだまだ井の頭公園の存在を十分に活かしきれていない。

エリアマネジメント・・・・・・・・・・ 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民や事業主、地権者等による主体的な取組み。

オープンスペース・・・・・・・・・・ 公園・広場・道路・農地等の建物の建っていない空間。開発事業等により生み出される歩道状空地や公開空地、広場等も含まれる。

か行

回遊性・・・・・・・・・・・・・・・・ 巡り歩く楽しさのこと。旧グランドデザインからのキーワードでもあり、吉祥寺のまちの特徴を表すもの。

界隈性・・・・・・・・・・・・・・・・ 新しいものと古いものが互いに良い関係で共存し、生活感あふれる雰囲気を感じさせる個性的な街並みで、地域が多種多様な人々によって賑わい、活気のあるコミュニティを形成している状態のこと。

環境浄化・・・・・・・・・・・・・・・・ 市による環境浄化条例や客引き規制条例の制定、吉祥寺図書館建設による風俗営業の牽制等による生活環境改善の取組み。

吉祥寺方式共同集配送センター・・ 平成 11(1999)年度から 13(2001)年度に国土交通省関東運輸局による「中心市街地における物流の効率化とトラック駐車ベいの確保に関する調査」が実施され、平成 13(2001)年 11 月に実証実験として「きっちり・すっきり・吉祥寺」を実施した。これは吉祥寺で初めて実施した荷さばき対策の実証実験であり、「集配時間の調整」や「路上・路外の荷さばき施設の確保」等を行っ

た。平成 17(2005)年度には「吉祥寺共同集配送システム検討委員会」が設立され、平成 19(2007)年 2 月には 2 度目の実証実験として、「きっちり・すっきり・吉祥寺・アゲイン」を実施した。この社会実験では、「荷さばき車両の通行禁止・通行ルート化・幹線道路での駐車禁止」、「共同集配・共同荷受け」、「駐車スペースの確保」等を行った結果、まちづくりにおける荷さばき対策の必要性や包括的な取組みの必要性を確認できた。これら一連の社会実験を通じ、平成 20(2008)年に吉祥寺方式物流対策委員会の設立、平成 27(2015)年には吉祥寺方式物流対策協議会へ移行となり、現在に至っている。

- グリストラップ・・・・・・・・・・・・・・ 下水道に直接食用油や食物の脂肪、残飯や下処理の際の野菜くず等が流出することを防ぐ阻集器の一種。
- 公共公益施設・・・・・・・・・・・・・・ 公共施設は、道路、河川、公園などの施設。公益施設は、公益事業(サービス)で用いる施設で、教育施設、社会福祉施設、行政サービス施設、医療施設、鉄道施設などがあり、公共公益施設はそれらを総称した呼称。
- 交通結節機能・・・・・・・・・・・・・・ 異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぐ場所が交通結節点であり、その具体的な機能が交通結節機能。バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道等が含まれる。

さ行

- シェアリングエコノミー・・・・・・・・・・ モノやサービス等の資源を共同で利用し、人間関係を作り出し、コミュニティの運営としても働くこと。
- 人生 100 年時代・・・・・・・・・・・・・・ 長寿命化により 100 歳まで人生が続くのが珍しくなくなる時代のこと。イギリスのリンダ・グラットンが長寿時代の生き方を説いた著書『LIFE SHIFT』で提言した言葉。
ストック貯蔵、蓄積、在庫を意味する言葉で、住宅等の建物、道路や下水道等の都市施設といった既存の建物・施設そのものことや総量を指す。
- ステークホルダー・・・・・・・・・・・・・・ 本来の意味は「利害関係者」であるが、本編においては、吉祥寺のまちづくりに関わる人すべてを指す。具体的には、行政、地権者、建物オーナー、事業者、NPO、大型店、地元商店会、地域住民、学生、来街者のこと。

た行

- 滞留空間・・・・・・・・・・・・・・ まちなかで歩き疲れた時に、まちの様子を眺めながらちょっとした休憩ができる歩行者のための空間。

- テレワーク・・・・・・・・・・・・・・ ICT を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。Tel(離れて)と Work(仕事)を組み合わせた造語で、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICT を使って仕事すること。働く場所で分けると、自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務がある。
- 都市再生推進法人・・・・・・・・・・・・ まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制、人材等が整っている優良なまちづくり団体を都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として市が指定するもの。

は行

- ビルピット・・・・・・・・・・・・・・ 地下部分で発生した排水をポンプでくみ上げて下水道に排除する際に、一時的に排水を貯留する排水槽のこと。
- 附置義務駐車場・・・・・・・・・・・・ 駐車場法第 20 条に基づき定められた地方公共団体の条例により、一定規模以上の建築物の新增設の際に整備することが義務づけられている駐車場。
- プラットフォーム・・・・・・・・・・・・ 施策における「環境(整備)」、「基盤(づくり)」、ソフトウェアやシステムにおける「動作環境」、作業をするための「足場」といったこと。
- ブルーキャップ・・・・・・・・・・・・ 「武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝等の適正化に関する条例」に基づき、つきまとい勧誘行為の防止を指導するパトロール隊。吉祥寺駅周辺で、客引きやスカウト等による勧誘を拒絶するにもかかわらず、執ようにつきまとい勧誘をする者やそれを委託する者に対して、指導や警告等を行う。

ま行

- (一財) 武蔵野市開発公社・・・・・・・・ 昭和 39(1964)年に吉祥寺駅周辺都市計画事業が計画決定されたことにより、計画該当地で移転を要する商業者への対策と、吉祥寺発展の拠点的役割を担う商業核となる施設建設を推進するため、昭和 43(1968)年 8 月に設立。現在は、吉祥寺駅周辺のまちづくりのための調査・研究等を行うとともに、事業対象区域を吉祥寺地区から全市に拡大して幅広い事業を行っている。
- (一社) 武蔵野市観光機構・・・・・・・・ 平成 19(2007)年度に観光推進計画を策定し、その効果を高めるとともに、観光情報を収集・整理し、広く発信し、また各団体間の調整・統括をするために、市、商工会議所、商店会連合会、開発公社、JA 東京むさし等の観光関連団体が協力し、エフエ

ムむさしのの一事業部門として武蔵野市観光推進機構が設立。平成 25(2013)年 7 月に法人格を取得し、一般社団法人武蔵野市観光機構が発足。

武蔵野市土地開発公社・・・・・・・・「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、武蔵野市によって設立された特別法人。武蔵野市と先行取得の覚書を締結することにより、地権者との売買契約交渉、所有権移転登記をし、事業用地の先行取得を行っている。

ら行

リノベーション・・・・・・・・建築・不動産(公共空間も含む)の遊休ストックを活用して、対象となる建築・不動産の物的環境を改修等によって改善するだけでなく、当該建築・不動産に対して新しい暮らし方の提示、新産業や雇用の創出、コミュニティの再生、エリアへの波及効果等の新たな価値を同時に組み込むことを指す。

(仮称)NEXT-吉祥寺 2021

発行年月 令和3年9月(予定)
発行 武蔵野市
編集 武蔵野市都市整備部吉祥寺まちづくり事務所
東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目 10番7号
0422-21-1118